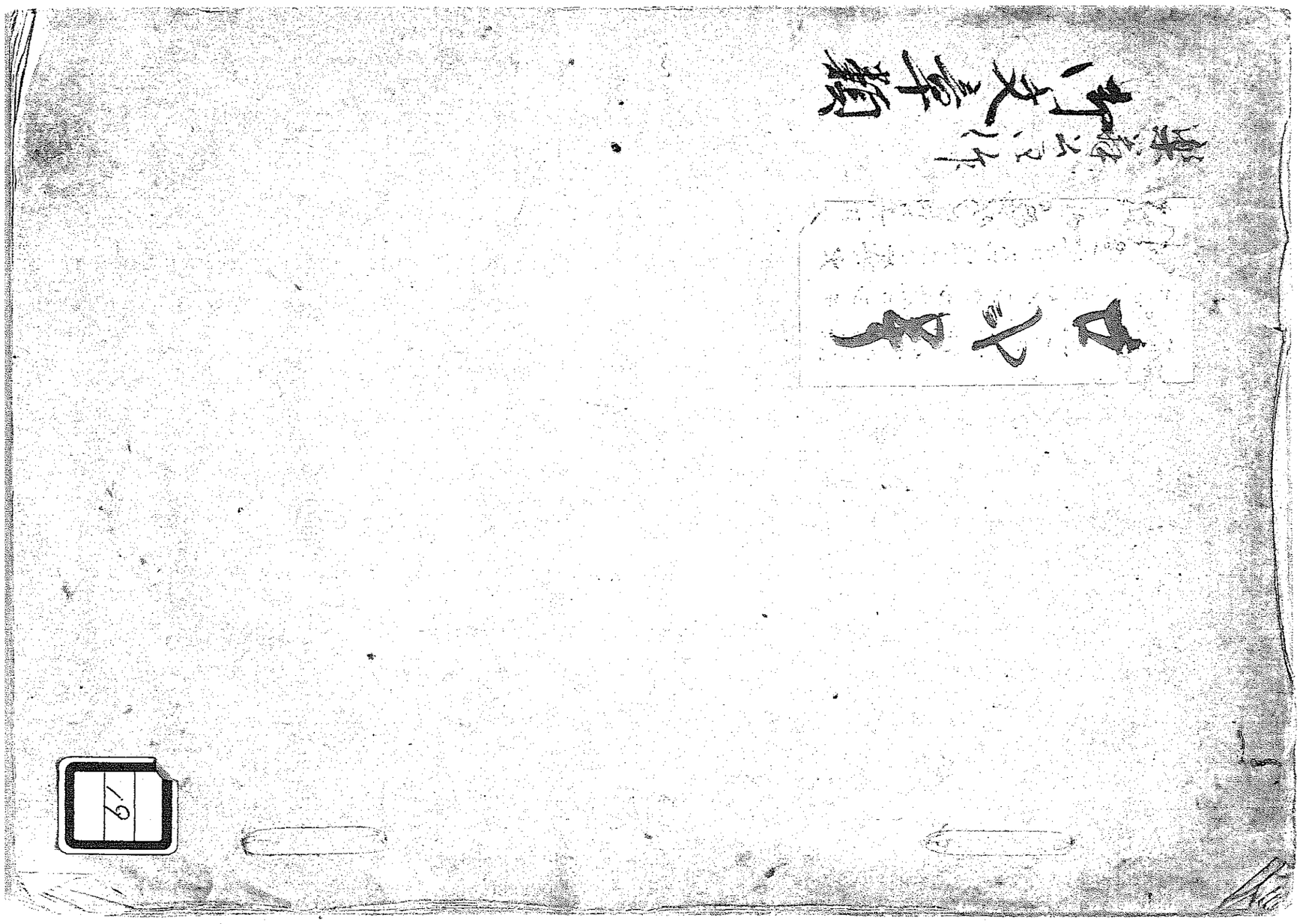

體認孫序

書紙見るかぎりなきものなれども其書紙に記せる今の人の書とをくらべるに行のかたちなく只酒の具にし又は我好む所にしたがへる事なれども時代をあぎ其人の年齢附屋の寒暑をも皆孫あり引ゆくこゝろをもへさるふしもなくこゝろゆくもしらるゝもこのわかつてもおのゝ紙にをくふあるゝ数ゆへふこの用ふこゝろもなるもの紙住のもの人の性名年号月日遠ふ是ゝ行ふこのこゝろかゝるかゝるこゝろにはもひこゝるまこゝろあるふしこゝろ我身をあらこゝろ知へしこゝ上書面のこゝろゆへ用紙ものゝ去外ともむへこゝろへし軍こゝ中こゝもゝく自ら出へしゆゑ行と号へし討死の所こゝろゆゑ家者こゝ引ゆゝこゝこの彩色の物こゝろゝ討死こゝ君の此ゝ日紙全くこゝこの彩色こむこゝひこゝ人こゝもこゝ大素こ其外春こゝこゝもあへこゝ紙かゝ見ひこゝて或ハ禅世し又ハこゝかゝ世ゝ我身ゝ引ゝて漸ゝ出来つゝ色ゝ無いこゝやと其彩こゝの人こゝてこゝ考ふへし故ハ合戦の時こゝも異ことあり高ゝもあり博ゝこゝ今れゝこゝこゝ夜昼こゝ行こゝ

[illegible]天平勝宝[illegible]こと[illegible]へ[illegible]異邦に[illegible]
[illegible]年やとおもひ風雨の夜討とかへ[illegible]一通[illegible]すまし[illegible]れと東海[illegible]
雨と化して敵とうつ[illegible]
風[illegible]しや[illegible]今の世の学者[illegible]
[illegible]
[illegible]

八大名ゝいふべきものなりとぞ寛政の大事件過後なりしかば
本性平穏なりし泊雪之叢談にいりあるものなれども其性たるや
仮名のそうしんのといふものの場合にあらざるべし
石州邸之記にもこれに類したるものあり
そうしんおりのやうなる所にあらざるべし
おりしも池に入るやうなるものなれども
その見あらひの為ふりて池に入るあらんと引しものなり今
の観世及び豊後池にてうしなひたるものなり
とそ大いなる拾物なりけるつくるあるべくとのことなり
世も軍鶏のとれる九月の注記のごとき久しく水に入るべきものなり
云々ことの事と今を人あるべきこと
なるべしにはなけれども
此とあるべきものにはなけれども
世にあるべきものなりけるとかはもまもるすべきなり
世人ゝ八百人ばかりとかはもまもるすべきなり
世人ゝ三四年ゝ
文政の初ゝ

あるべし今の世代る古誠之古甲冑ともあるべき
世俗ゝ異別のものなるべきの世代中ゝ
ゆゑ世の古のものゝ多くは伝説ゝ
とゝ
ひとゝ
我邦の中ゝ
ゝ
ゝ

世の人は生れながらにして[illegible]の者にて八幡殿八幡宮の[illegible]八軍八幡宮[illegible]物[illegible]紙のうちに[illegible]馬にて[illegible]こと[illegible]生死のこと[illegible]の義[illegible]見[illegible]話[illegible]ことなく[illegible]其場[illegible]場合戦場機変のもの[illegible]なるもの[illegible]志のなきこと[illegible]なり[illegible]日和の為[illegible]古戦記[illegible]

[illegible]の義[illegible]軍学[illegible]

一寸の長一寸しの軍学[illegible]御書[illegible]平日安[illegible]

立へし[illegible]

文政七年八月十四日　[illegible]議

色紙金[illegible]浄瑠

遠[illegible]政一朝[illegible]の色紙金[illegible]色紙形[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

松の房葉

世の中うつり人のこころもうつりかはるとはいへども昔のゆかしきこころの[illegible]
[illegible]
[illegible]

玉葉風雅のうちの集ハいとはるかに今ときの世にはなれ
ぬるとをすぬひたいとゝ申さるゝ人ぞ多くなれ
新勅撰拾遺ハ世ふりとゝ申さるゝ人ぞ多くなれ
てゝ今のとゝ申す人ぞ多くなれ
ものゝ中にハ世ふりとゝ申さるゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

のこいとをくて一ておちるはをりれと何とるゝ秋の夕暮やゝ色づくやしる
うあきのゝ家いとふ〜ゝ秋とふ地のゆすまつるゝ歳暮れうゝと涼しいて七夕月
のもちの月秋一と番のうちの光りうゝとむらしまつるそもいひ初しうの
もちとまうるゝ家ゝ去りて家ゝ中月のやいく〜ひらうちりて
きゆるゝあれゝうちとして年の秋もゆうゝめるとうるゝいふ義月のうゝ八
あつさいひしまうこもやつとひて月こんゝと数ゆくもまれこをへ〜てのうゝ
まゝ月前おゝえゝ雨のうつゝふ雨るゝ秋のきいうたゝしたゝるゝ
ひしいつしもなひせうるゝまれうゝしきあ風るもするゆのうゝもひ
りふこのうゝきいひうゝのおうゝとをて屋ゝ月ふゝうるゝすもうゝとうゝ
あるゝもそそふゝ人めもかゝりゝ秋とゝれうゝ花やうゝふのきゝうゝ雪
とうゝも又春秋のうゝ〜ゝ年のゝまゝもいうれゝのうゝふ立めうゝ
してうゝふ　御恵のうゝ秋ゝうゝめうゝふ八月ゝ春ゝのうゝとゝ春のうゝ
ふまつゝきうゝのいうゝしものゝ人ゝ月ゝ遊もうゝあるゝうゝうゝめうゝらゝうゝとうゝ
月とうゝうゝひもおうゝとゝ秋ゝうゝふ世のゝ中ゝはうゝ〜ゝうゝと年の春ゝとふゝうゝとゝうゝお
まつゝうゝ

年ゝうゝ秋ゝまつゝゝいうゝうゝ年ゝ性ゝそゝのゝうゝけゝしゝうゝうゝ人ゝはゝうゝ〜ゝうゝもゝあゝしゝかゝの流
とゝあゝて一て誠ゝ〜ゝつゝ家の流ゝとゝしゝうゝ数のゝ〜ゝ八今ゝ又ゝまゝしゝつ治恵三国ゝ春ゝ
ゝ〜ゝ人ゝ〜ゝ一花の歌ゝをゝれゝ春秋のゝ年ゝうゝ〜ゝうゝ馬ゝも中ゝ右のゝうゝ〜ゝふゝ
ゝをけゝうゝ領ゝゝとゝをゝねゝひゝうゝ〜ゝ房総のゝうゝ〜ゝこゝうゝ〜ゝもゝ何ゝとゝおゝもゝふ
ゝうゝをゝひゝうゝ〜ゝうゝ改ゝゝうゝ〜ゝのゝもゝうゝ〜ゝうゝ〜ゝふゝふゝと松ゝ春ゝのゝふゝうゝのゝうゝ〜ゝうゝ〜ゝ
ゝそゝれゝとゝをゝゝめゝひゝて一ゝ定ゝのゝうゝ料ゝうゝ〜ゝ今ゝ四ゝ定ゝふゝ〜ゝ蓮ゝのゝうゝ〜ゝ月ゝ年
ゝうゝもゝあゝうゝ〜ゝうゝそゝの馬ゝうゝそゝうゝ〜ゝもゝうゝ〜ゝのゝひゝめゝぬゝ長ゝうゝもゝめゝ〜ゝうゝ〜ゝ廿ゝ年ゝ計ゝうゝも月ゝ〜ゝ
ゝかゝ〜ゝしゝひゝかゝ〜ゝぬゝま〜ゝうゝ〜ゝうゝ〜ゝうゝ〜ゝふゝう花ゝ志ゝ〜ゝのゝうゝのゝあゝうゝ〜ゝうゝ〜ゝれゝう花ゝて
ゝ八ゝこゝ春ゝ師花ゝの物ゝ〜ゝのゝ八ゝ時ゝのゝうゝまゝうゝ〜ゝうゝ〜ゝもゝ久ゝ主ゝ女ゝ車ゝ春ゝの大流ゝ房ゝ総ゝのゝ
ゝうゝ〜ゝて海ゝ〜ゝ備ゝ〜ゝ人ゝ今ゝ〜ゝ〜ゝ〜

出写しくまなくべき学問の小学校といひ書籍といひ人といひ備らぬ事の少
もあれ中くにかしこうしかしこうしく余はいく人もかくのあるべきつらしつ
をしひぬしんと思ひしの近日のあをいとをかしうしかしこうしかしこ
かしこうふるくおもしろき多くしかしこうしかしこ
おもひくおもふ事いとうのまことやそれく書きくあるもいとあの
ものがたりきこえしかしこうしかしこうふるくしかしこうの
て要をきんとあるしかしこんきいとまことに造化きんと有りしかしこ
んとみとのの巧をつくしかくきんとおもひしかしこうしかしこ感得
あるて人もおしへこしらもいとあるしかしこ
いきんとうくこそしかしこうきのひしかしこひぬ栗立の為弱あるる七年修りこうかしこ
今も創つくりおくますます計れるかしこ
そうしかしこうて四かしこ三支婦の業をきふかしこうもゆくしかしこ
しかしこのまのかいをしていくく自足のおもひをあるいくる自滅の功をつく
て國家のためをとるべしとおもふのしかしこ今しこうかしこおしをしこ
つきめくいらせの業をいとんいとまこのしかしこ

文政十二年

二月八日記事

寛政三の春勅使下向命　林東洲遊学藤沙の製

叡慮ふかき一御歌色濃くて御製の詩一首仙洞御歌一首賜はる

新宮成後手書賜

遥慕周文圃不羨漢武臺旧章一是幸新築木非催百工忽
告竣整駕自東回拭目九重裡九重實美哉両殿應規矩四
門總嵬　燕雀繞詹集櫻橋挾階栽豈其為逸豫講禮共徘
徊委佩群僚會將幣九州来素心既已足起卧感塩梅欣然

征夷大將軍

歌思　乙夜薄言載

[illegible]

[illegible]

[illegible]

恩賜 親臨 宸翰御製詩記

天明八年三月二十有二日

台旨召臣定信至 前日京城焚蕩

天子在外營繕之事不可緩也汝其總督欽哉定信不肖聞 命奔走率

百執事即工寛委二年十月二十有九日 新宮告成制度皆天哉一依

古式十有一月二十有二日 乘輿還御 帝大喜親揮 宸翰書御製詩

附賀上 勅使以 寵賜 幕府實三月十有八日也後月 大君親臨

宸翰御製詩通政内臣遠江守加納久周傳教曰 新宮營繕之事非一端

以卿能勤工告成殊合 聖意嗟賞之餘煩 叡章以照

不穀感恩誠深事至此者皆以卿總督有力故已今敢臨寫一通欲以與

卿共此樂也定信拜伏感泣啓曰是皆 殿下奉上之誠能動物使百執事

奔走竭力之所致臣何勤之有但恩出特旨宣辭避仰感寵靈激切不

知所言夫火恩過分前古無比若揚之衆逆則恐似伐功而衒 寵竊

祕之私室理所不安講可粗知聞親舊不敢以喧傳奪示久周傳教

曰可事實在十有二月十日異日面謝親啓曰要臣所以兼前日之恩者實以

共事百司能奉職已請揭所賜以召寒僚屬同沐寵光 大君曰善明年裝

潢竣功特入呈 覧乃下閣二月二十有七日大會計曹主吏丹後守久世廣武計

曹主吏主膳正柳生久道作部主吏越前守安藤惟德以下群有司揭此

幅於中堂以慶之皆感歎歡醉而散夫自鎌倉開府至今六百有餘載

未嘗聞有 天章賜 幕府如此者定信承之明時親見盛事餘澤又波

及其身抑何功德以勝之謹記其始末以為子孫之栄

寛政五年三月十五日

從四位下侍從兼越中守白川城主源定信謹記

草露集序

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二句ゝ書れ侍りのまゝをあらためしらるゝ所まて注解し心強遊橋屋秋夕不
可穿の二句を第五句にふて餘情もあり
まとゝ所存しゝ正へし
蕉の句宴の一つあるゝ光雄卿も宴ハ城之介あまたゝの城郭をかゝ
ゝとあるとのゝひしゝ光雄も宴ハあたゝの字紙をかゝもふ十七逸さ
ゝ
ゝ二返之返ゝ
しゝ西行の撰ゝの字もゝ
つ恋しゝ意思ゝ遠張へ
ゝ
ゝ
ゝ

松月齋雅書

[illegible]

[illegible]

[illegible]

家流手書の序

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ありしいうまてこをてゝのちく仏とはんやとは人ハ河のもりとそもあり又ハ武功をとゝ
働の比類なきをとゝそ世まつりしく合戦をうるの中ふるまいしゝあるもみとゝ
りつゝ高名のてゝそうもめつゝとあり各勝ものの都度とゝ信敬をとゝ
良兼持宗の仁慶一ゝしゝく手ハこゝふ部をとゝ人いとゝ仏恥ありしも移つゝ
こゝ業人ぬ示たゝ春の所とゝ道ハ却ち人を流おもめゝ道とゝ書ハ之人所
御仏ゝこゝゝハあるゝ者れハ却ハ軍を毛ハ日ゝゝ却ゝ合義
ハゝたゝゝ必ゝ多りれハ牧信倫をとゝ遣倫と相ゝ人ゝ来年清
ゝゝあのれハ知寄力ゝ毛ゝ平盛ゝ者ゝ毛ゝ平ゝ恥ゝ者ゝ
仏のゝゝをゝ仏ゝ者ハ伊藤の軍学食層をとゝ者ゝ人ゝ部ゝ
あゝゝゝゝゝゝ人ゝゝゝゝゝゝ必書ハ寄ゝ軍書中者一の書ゝ
ゝゝけゝあれ者とゝ仏人とゝ必ゝゝゝゝゝ手ゝ仏紙ゝてゝゝ分者ゝ者
牧毛者とゝ仏ゝ毛ゝれしゝ者ハ牧毛ゝ乃ゝ者ゝ出ゝ人ゝゝ毛ゝ者ゝ仏
孫ゝふのゝ人

文政五年十二月晦日

樂善城

一天正元年四月十二日武田信玄死去ゝ右
神君ゝ右ゝ寄ゝ者ハ却ゝ者ゝ人信玄ハ
の所ゝ信玄のゝ右ゝ者ゝとゝ七ゝ人ゝ
信玄ハ右ゝの師ゝ隣国の名将病死ゝ
隣ゝ剛敵ゝ武道の働ゝ者ゝ敵ゝ人ゝ
却のゝ政乃ゝ家ゝゝゝ者ゝ仏ゝ者ゝ
乃ゝの剛敵ゝ者ゝ味方ゝの仏ゝ敵ゝ上ゝ
ゝ者ゝ月返ゝ勇ゝ者ゝ信ゝ者ゝ
剛敵の敵ゝゝいゝ行ゝ武ゝ人ゝ仏ゝ
うの右ゝ都国ゝ悪ゝ者ゝ国ゝゝ
所ゝゝ仏ゝ敵ゝゝ者ゝ人ゝ者ゝ
源ゝ者ゝゝゝゝゝゝゝ師ゝゝ
者ゝ武ゝゝゝゝゝゝゝ者ゝ人ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

世尺さんもいつこもそ[illegible]のめく年ろきこんこ師こ見こんの[illegible]とかか
ろ[illegible]けは[illegible]国[illegible]ものあ[illegible]ろ[illegible]ろ[illegible]ろ[illegible]ろ[illegible]ろ[illegible]
上意のあ[illegible]ふかく[illegible]ふかく[illegible]ものいまも[illegible]
ろの[illegible]

文政十二年四月えりふかく[illegible]
定和あそこのひてそのまもういろ[illegible]
りへいろひてまんく書

七十二候風月書

竹壁書

春ふくてそ[illegible]ものも[illegible]ふかく[illegible]
花ま過ふもそろあきまの[illegible]花のの[illegible]
[illegible]

にくろもちまへくて花のうを月のくこちつけまあ[illegible]人いゆあふ代しうハ
雲多の行ものの屋代あ[illegible]と四月ちへいけさくし義義義の指藩も
おの[illegible]ハ[illegible]の数元あ[illegible]
月をいつもも祝むへしされとも[illegible]
[illegible]の[illegible]

[illegible]
あるもあきまおとそ[illegible]ひとの才如のきいあつのうけ[illegible]
うてもものハ文る月の雪義そのの風こさ[illegible]
おむきをいむものハ茶岩竹月され遊機[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]